

香川県条例第13号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 赴任 <u>県の要請に基づき国若しくは他の地方公共団体等の職員から引き続いて採用された職員</u>その他の職員で知事が定めるものがその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員<u>であって、県外の在勤公署に勤務することとなるものその他知事が定めるものがその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する全地域を含む。）をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</p> <p>(8) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する全地域を含む。）をいう。<u>ただし、次の各号の場合にあっては、当該各号に定める地域をいう。</u></p> <p>(1) <u>市町村の廃置分合により支所又は出張所を設置した市町村の地域（高松市のうち東ハゼ町、西ハゼ町、紙町、田村町、上天神町、室町、室新町、三条町、松並町、西春日町、今里町1丁目、今里町2丁目、今里町、松縄町、伏石町、太田上町、太田下町、木太町、高松町、新田町、春日町、屋島西町、屋島中町、屋島東町、峰山町、勅使町、観光町及び上福岡町を除く。）にあっては、設置に係るその支所又は出張所ごとの地域及びその他の地域</u></p> <p>(2) 「在勤地」という場合にあっては、在勤に係る市町村の区域に存す</p>

(旅費の支給)

第3条 略

2 略

(1) 略

(2) 県外の在勤公署に勤務する職員その他の職員で知事が定めるものが退職した場合において、その職員がその退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときには、その職員

(3)・(4) 略

3~8 略

(普通旅費の種類)

第6条 略

2~4 略

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行（以下「陸路旅行」という。）について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7・8 略

(旅費の計算)

第8条 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第10条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。

る地域又は前号の地域内に所在する島しょ（在勤公署の所在する島しょを除く。）を除いた地域

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 略

(2)・(3) 略

3~8 略

(普通旅費の種類)

第6条 略

2~4 略

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の旅行（以下「陸路旅行」という。）について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7・8 略

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第10条 1日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうち旅行雑費又は宿泊料に相当する部分を含む。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

(航空賃)

第14条 略

(車賃)

第15条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 略

3 第1項ただし書又は前項の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 略

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、1夜につき500円とする。

2 旅行雑費は、宿泊施設を利用するため公共の交通機関を利用して旅行した場合に限り、支給する。

(移転料)

第19条 略

(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち知事が定めるものをいう。以下同じ。）を運転して旅行した場合における車賃の額は、前項の規定にかかわらず、路程1キロメートルにつき20円とする。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 略

(旅行雑費)

第16条 旅行雑費の額は、第1表の定額による。

2 全路程にわたり公用の交通機関を利用して旅行した場合又は全路程にわたり職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合には、前項の規定にかかわらず、旅行雑費を支給しない。

(移転料)

第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じて、県内から県外へ又は県外から県内若しくは県外へ赴任したときは第2表の定額による額、県内から県内へ赴任したときは第3表の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任につ

(扶養親族移転料)

第20条 略

(1) 略

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃、船賃及び旅行雑費（以下「鉄道賃等」という。）の全額並びに宿泊料及び食事料（以下「宿泊料等」という。）の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、その移転の際ににおける、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する額及び宿泊料等の3分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける、その者の航空賃及び車賃の実費額並びに職員相当の宿泊料等の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃等の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

2 前項第1号アからウまでの規定により宿泊料等の額を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

(日額旅費)

第21条 略

いて支給することのできる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2・3 略

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料及び食事料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに相当する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の航空賃の2分の1に相当する額（3歳以上の者が移転する場合に限る。）並びに旅行雑費、宿泊料及び食事料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃及び車賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 略

2 前項第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料及び食事料の額を計算する場合において、円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 略

(日額旅費)

第21条 略

(在勤地内旅行の旅費)

第22条 在勤地内における旅行について次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 旅行が行程2キロメートル以上8キロメートル未満の場合で、公共交通機関を利用することが必要と認められるとき 第1表の県内旅行

の旅行雑費の定額の2分の1に相当する額

- (2) 旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合 第1表の県内旅行の旅行雑費の定額の3分の2に相当する額
- (3) 旅行が行程16キロメートル以上の場合 第1表の県内旅行の旅行雑費の定額に相当する額
- (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 第1表の宿泊料の定額の2分の1に相当する額
- (5) 次条第1号又は第2号の規定に該当する場合 当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

- 2 在勤地内において全行程にわたり公用の交通機関を利用して旅行した場合には、前項（第4号を除く。）の規定にかかわらず、旅費を支給しない。ただし、旅行者が公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、当該料金に相当する額として知事が定める額を車賃として支給する。
- 3 在勤地内において職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合については、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときに、当該各号に定める額の車賃を支給する。
 - (1) 行程2キロメートル以上40キロメートル未満の場合 1キロメートルにつき20円
 - (2) 行程40キロメートル以上の場合 800円
- 4 前項に規定する場合において、公務上の必要によりやむを得ず有料の道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担したときは、同項に規定する車賃の額に当該料金に相当する額として知事が定める額を加算する。

（在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費）

第23条 在勤地以外の同一市町村（都の特別区の存する全地域を含む。）内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される旅行雑費の額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- (2) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、

(退職者等の旅費)

第22条 略

2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した旧在勤地から帰住地までの前職務相当の旅費を支給する。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1)・(2) 略

2 略

3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第24条～第27条 略

第1表 (第17条、第18条関係)

宿泊料等

宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜につき)
甲 地 方	乙 地 方	
略		

備考 略

第2表 (第19条関係)

県外移転料

陸路50キロ未満	陸路50キロ以上	陸路100トル以上	陸路300キロメー	陸路500キロメー	陸 路	陸 路	陸 路
			1,000キロメー	1,500キロメー	2,000キロメート		

第3表の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第24条 略

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1)・(2) 略

2 略

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第26条～第29条 略

第1表 (第16条～第18条、第22条関係)

旅行雑費、宿泊料及び食事料

旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)		食事料 (1夜につき)
県内旅行	県外旅行	甲 地 方	乙 地 方	夜につき)
1,100円	1,300円	略		

備考 略

第2表 (第19条関係)

県外移転料

鉄道50キロ未満	鉄道50キロ以上	鉄道100トル以上	鉄道300キロメー	鉄道500キロメー	鉄 道	鉄 道	鉄 道
			1,000キロメー	1,500キロメー	2,000キロメート		

100キロ メートル 未満	300キロ メートル 未満	500キロ メートル 未満	1,000キロ メートル 未満	ル以上 1,500キロ メートル 未満	ル以上 2,000キロ メートル 未満	ル以上 ル未満
略						

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

第3表（第19条関係）

県内移転料

陸路10キロ メートル未 満	陸路10キロ メートル以 上50キロメ ートル未満	陸路50キロ メートル以 上100キロ メートル未 満	陸路100キ ロメートル 以上300キ ロメートル 未満	陸路300キ ロメートル 以上
45,000円	略			

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなす。

100キロ メートル 未満	300キロ メートル 未満	500キロ メートル 未満	1,000キ ロメート ル未満	ル以上 1,500キ ロメート ル未満	ル以上 2,000キ ロメート ル未満	ル以上 ル未満	
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

第3表（第19条関係）

県内移転料

鉄道50キロメ ートル未満	鉄道50キロメ ートル以上 100キロメー トル未満	鉄道100キロ メートル以上 300キロメー トル未満	鉄道300キロ メートル以上
89,000円	101,000円	127,000円	139,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

（知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正）

第2条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前													
（旅費）	（旅費）													
第5条 略	第5条 知事等の受ける旅費は、別表第2に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、知事等は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。 2 略													
別表第2（第5条関係）	別表第2（第5条関係）													
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食事料（1夜につき）</th> </tr> <tr> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> </tr> </table>	区分	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）	甲 地 方	乙 地 方	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">旅行雑費（ 1日につき）</th> <th colspan="2">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2">食事料（1 夜につき）</th> </tr> <tr> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> </tr> </table>	区分	旅行雑費（ 1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1 夜につき）	甲 地 方	乙 地 方
区分		宿泊料（1夜につき）			食事料（1夜につき）									
	甲 地 方	乙 地 方												
区分	旅行雑費（ 1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1 夜につき）										
		甲 地 方	乙 地 方											

知事	略	知事	<u>1,650円</u>	略
副知事		副知事	<u>1,500円</u>	
病院事業の管理者 常勤の監査委員	備考 略			

(教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例（昭和40年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前															
<p>(旅費) 第4条 略</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>宿泊料 (1夜につき)</td> <td>食事料</td> </tr> <tr> <td>甲 地 方</td> <td>乙 地 方</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>(1夜につき)</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	宿泊料 (1夜につき)	食事料	甲 地 方	乙 地 方	略	(1夜につき)	<p>(旅費) 第4条 教育長の受ける旅費の額及び支給方法は、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、教育長は、職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>旅行雑費 (1日につき)</td> <td>宿泊料 (1夜につき)</td> <td>食事料</td> </tr> <tr> <td><u>1,300円</u> (教育委員会の会議に出席した場合は、1,600円)</td> <td>甲 地 方</td> <td>乙 地 方</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料	<u>1,300円</u> (教育委員会の会議に出席した場合は、1,600円)	甲 地 方	乙 地 方	略		
宿泊料 (1夜につき)	食事料															
甲 地 方	乙 地 方															
略	(1夜につき)															
旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料														
<u>1,300円</u> (教育委員会の会議に出席した場合は、1,600円)	甲 地 方	乙 地 方														
略																

(香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第4条 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)

第3条 略

別表第1 (第3条関係)

区分	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	
議長			
副議長及び議員	略		

備考 略

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第5条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和22年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、別表第1に定めるもののほか、費用弁償として旅費を職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、議会の議員は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者とする。

2・3 略

別表第1 (第3条関係)

区分	旅行雑費（ 1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1 夜につき）
		甲地方	乙地方	
議長	1,650円			略
副議長及び議員	1,500円			

備考 略

改正後

第4条 略

第4条 旅費は、公務のため旅行した場合に、別表に定めるもののほか、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の適用を受ける職員の例により支給する。この場合において、非常勤の監査委員、委員会の委員及びあっせん員並びに選挙長及び選挙分会長は職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表による9級の職務の級にある者と、選挙立会人は同表による2級以下の職務の級にある者と、その他非常勤の職員は同表による任命権者が知事と協議して定める級の職務の級にある者とする。

2・3 略

別表 (第4条関係)

区分	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
	甲地方	乙地方	
非常勤の監査委員	略		

別表 (第4条関係)

区分	旅行雑費（ 1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1 夜につき）
		甲地方	乙地方	
非常勤の監査	1,500円			略

委員会の委員及びあ っせん員並びに選挙 長及び選挙分会長		委員
選挙立会人		委員会の委員 及びあっせん 員並びに選挙 長及び選挙分 会長
その他非常勤の職員	略	1, 300円（ <u>委員会の委 員が招集に 応じて会議 に出席した 場合は、 1, 600円）</u>
備考 略	選挙立会人	1, 100円
	その他非常勤 の職員	任命権者が知事と協議して定める額
備考 略		

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例、第2条の規定による改正後の知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例、第3条の規定による改正後の教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例、第4条の規定による改正後の香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例及び第5条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。